

令和8年度 第1回 三木市中小企業振興審議会 次第

日時 令和8年8月3日（月）午後6時から

場所 三木市立教育センター 3階 セミナー室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 諮 問

5 議 事

(1) 第3次三木市中小企業振興のためのアクションプランの見直しについて

6 閉 会

令和8年度第1回 三木市中小企業振興審議会

令和8年8月3日(月)

三木市産業振興部商工振興課

三木市中小企業振興審議会の概要

1 三木市中小企業振興審議会とは

三木市中小企業振興条例に規定する審議会。中小企業の振興に関する施策について審議する。

⇒委員の皆様には、それぞれのお立場から、社会経済情勢や自社の状況などを踏まえて、三木市の中小企業全体の振興に必要な施策について、意見を述べていただくこととなります。

(参考) 三木市中小企業振興条例

第10条 中小企業の振興に関する施策について、市長の諮問に応じ審議答申し、又は市長に対して建議するため、三木市中小企業振興審議会を設置する。

【構成】

- ・ 審議会の委員は10人以内
- ・ 委員は学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者
- ・ 委員の任期は2年間(再任可)

【前回の委員】

大学教授(学識経験者)、金物メーカー(企業)、金物卸(企業)、治具メーカー(企業)、銀行(金融機関)、信用組合(金融機関)、三木商工会議所、吉川町商工会

2 これまでの開催実績

令和2年度 アクションプランの進捗状況の審議(1回)

令和4年度 アクションプランの進捗状況の審議(1回)

令和5年度 第3次アクションプランの策定(4回)

令和6年度 アクションプランの進捗状況の審議(1回)

3 今後の開催予定

令和8年度 新委員の決定、第3次アクションプランの中間見直し(2～3回)

令和9年度 アクションプランの進捗状況の審議、第4次アクションプランの策定について(2～3回)

アクションプランについて(1)

1 第3次三木市中小企業振興のためのアクションプランとは

三木市中小企業振興条例に規定する実施計画。第1次計画(H25～29年度)、第2次計画(H31～R5年度)を経て、令和6年度から5年間の計画として、地場産業である金物を中心とした中小企業振興策を定めている。

(参考)三木市中小企業振興条例

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、実施計画を定め、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策
- (2) 新たな産業を創出するための施策
- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

2 他の計画との関連

◆ 上位計画

三木市総合計画 まちづくりの基本方針「いきいき輝く魅力づくり」の実現に向けた計画

◆ 関連する計画

第3期三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略 関連が深いことから整合を図る

3 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間

アクションプランについて(2)

4 基本方針と取り組む課題

基本方針① 人手不足・事業承継への対応

- ・ 賃上げや職場環境の改善による企業の魅力向上
- ・ 職場の環境改善支援
- ・ 雇用対策、就労支援
- ・ 広域マッチングによる後継者の確保
- ・ シニア世代の人材の活用
- ・ 事業承継への支援強化
- ・ 金物製造技術者の養成支援

基本方針② 中小企業の経営力強化

- ・ 中小企業サポートセンターの環境を整備し、相談体制を強化
- ・ 設備投資支援・相談助言促進による企業の経営力、競争力の強化
- ・ 設備投資等による生産性の向上
- ・ 計画経営への転換支援
- ・ 企業間連携支援による企業の弱み補完
- ・ 企業の省エネルギーへの支援
- ・ 従業員の人材育成への支援
- ・ 三木金物のブランド力向上、海外展開支援

基本方針③ 市内の市場の拡大

- ・ 空き店舗への出店支援等による商店街の魅力向上
- ・ 交流人口の増加による市場の拡大
- ・ 創業への支援強化
- ・ 地域資源・金物技術を活用した産業活性化
- ・ 企業誘致の促進

アクションプランについて(3)

5 目標値の設定

計画最終年度の令和10年度(2028年度)に達成をめざす

項目	目標値	項目	目標値
事業所数(全産業)	3,000件	従業者数(全産業)	34,000人
【製造業】 ①製造品出荷額 ②従業員数 ③従業員一人当たりの 製造品出荷額	①2,660億円 ②7,000人 ③3,800万円	【製造業】 ①付加価値額 ②従業員数 ③従業員一人当たりの 付加価値額	①1,000億円 ②7,000人 ③1,500万円
【卸売業】 ①商品販売額 ②従業員数 ③従業員一人当たりの 商品販売額	①1,000億円 ②1,800人 ③5,600万円	【小売業】 ①商品販売額 ②従業員数 ③従業員一人当たりの 商品販売額	①738億円 ②4,100人 ③1,800万円
三木金物製品輸出額	47億円	商店街実質空き店舗比率	5.0%
新設事業所数	570件		

6 推進体制

- ◆ 目標値の達成状況や施策の実施状況について、三木市中小企業振興審議会で進捗管理を行う。
- ◆ 経済状況等により、アクションプランの施策に修正や追加の必要が生じた場合は、三木市中小企業振興審議会により審議し、随時修正を行う。
- ◆ 計画期間の中間年の令和8年度には、アクションプランの全面的な見直しを行う。

アクションプランの見直し方法(案)

現在の社会経済情勢や市内中小企業の現状・課題、第3次三木市中小企業振興のためのアクションプランに定める施策の進捗状況等について検証し、見直しの必要性及び見直しの内容について検討する。

1 活用できるデータ

- ◆ 各施策の実施状況(三木市産業振興部商工振興課)
- ◆ 令和7年度経営状況調査報告書(三木商工会議所)
- ◆ 景気動向調査(三木商工会議所)
- ◆ 2024年経済構造実態調査(総務省統計局)

2 スケジュール

令和8年8月 第1回三木市中小企業振興審議会(今回)

見直しの方向性について、ご意見をお聞かせください。

令和8年秋頃 第2回三木市中小企業振興審議会

データ分析による見直し後のアクションプラン(案)をお示しますので、ご意見をお聞かせください。

令和8年冬頃 見直し後のアクションプラン(案)の策定

いただいたご意見をふまえて、アクションプラン(案)を修正します。第3回審議会(必要に応じ開催)または書面により、修正後の内容をご確認ください。

令和9年3月 見直し後のアクションプラン(案)の答申に係る手交式

三木市中小企業振興審議会 委員名簿

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日（2年間）

審議会 役 職	委員氏名	所属・役職	推薦組織	備 考
	ニシイ シンゴウ 西井 進剛	学校法人谷岡学園 大阪商業大学 総合経営学部 経営学科 教授		学識経験者
	ヤナガワ ユウイチ 柳川 雄一	株式会社高階	三木商工会 議所青年部	企業
	トミタ コウヘイ 富田 耕平	有限会社富田	吉川町商工 会青年部	企業
	オカダ タツロウ 岡田 達郎	株式会社岡田金属工業所	三木工業協 同組合青年 部	企業
	オダ ケイスケ 小田 圭祐	株式会社守澤商店	三木青年会 議所	企業
	フジイ マサル 藤井 大	みなと銀行三木支店	みなと銀行	金融
	フルエ マサシ 古江 雅史	兵庫県信用組合三木支店	兵庫県信用 組合	金融
	ノウ ヨウイチ 野藤 孝一	三木商工会議所 中小企業相談所 所長	三木商工会 議所	商工団体
	ハセガワ ミエコ 長谷川 三重子	吉川町商工会 係長	吉川町商工 会	商工団体